

鎌倉市の最適な資源化のあり方について

答申

平成 26年5月

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

1 はじめに

鎌倉市では、市内に2か所あるごみ焼却施設のうち、今泉クリーンセンターにおける焼却を平成26年度末に停止することとし、名越クリーンセンターは平成24年度から基幹的改良工事に取り組み、平成27年度以降10年を超える焼却施設の延命化を図ることとしました。

将来にわたり安全で安定したごみ処理体制を確保するためには、今後も引き続きごみの減量・資源化を推進し、ごみの発生抑制を図るとともに、名越クリーンセンター焼却停止後における焼却施設の新たな整備が不可欠です。

新焼却施設の建設には10年程度の期間がかかるため、平成25年6月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想」を策定し、焼却施設の建設に当たっては、単なる焼却だけではなく、焼却に伴う高効率なごみ発電などの検討が必要とされています。

今後新焼却施設の基本計画を策定する上では、これまでの廃棄物を製品の原材料として利用するマテリアルリサイクルに加えて、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用するサーマルリサイクルの視点からも検討していくことが必要となります。

そのため、新たなごみ焼却施設の整備に向け、平成25年8月20日に市長から「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について」を鎌倉市生活環境整備審議会に諮問した後、8月22日に市長から「鎌倉市における最適な資源化のあり方」について本審議会に諮問があったため、約9カ月計8回にわたる審議を踏まえて、答申を行うものです。

審議では、リサイクルにかかる国等の動向や鎌倉市の現状を分析した中で、本市が実施しているマテリアルリサイクルに加えてサーマルリサイクルの観点も踏まえ、それぞれの品目ごとに将来の処理量を推計するとともに、環境負荷、経済性、効果、安定的な処理、市民目線及び他市事例の6項目について評価を行いました。特に市民目線については平成26年2月にアンケート調査を実施し評価を行いました。

(注) 今回の評価にあたっては、本市の施設で焼却し、エネルギー回収することをサーマルリサイクルとし、製品の原材料として利用することをマテリアルリサイクル（燃料にリサイクルする場合も含む）としました。

2 リサイクルの現状

(1) 国の動向

日本は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することを目指し、3R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用・リサイクル）の取組みや個別リサイクル法の整備などを進めてきました。

その結果、循環利用率の向上や最終処分量の大幅削減など循環型社会に向けた取組みが着実に進展する一方、平成25年5月に策定された「第3次循環型社会形成推進基本計画」においては、リサイクルに比べ取組みが遅れているリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の2Rの取組み強化、有用金属の回収、安心・安全の取組み強化等を新たな政策の柱としています。

具体的な取組としては、使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進、東日本大震災の反省点を踏まえた震災廃棄物対策の推進、エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用、低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化など、質にも着目した循環型社会の形成を図ることとしています。

(2) 鎌倉市の現状と課題

鎌倉市では、循環型社会を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進する「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指し、ごみの減量・資源化に取り組んでいます。こうした取組みの背景には、環境負荷の少ない循環型社会の構築の他に、焼却施設の老朽化や鎌倉市内の最終処分場の問題があります。

こうした状況を踏まえ、市では、できる限りごみの焼却量を減らし、ごみの中から資源として有効活用できる品目を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。

平成9年度から家庭より排出される廃棄物の5分別収集（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）を開始し、積極的に資源の再生利用に取り組ましました。資源物は、飲食用カン・ビン、新聞紙などの紙類、布類、植木剪定材の分別から始まり、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み食用油にまで拡大しました。

さらに、焼却残渣及び不燃ごみ残渣の熔融固化や木屑や布団・畳など資源

化可能な品目はなるべく資源化するという施策を推進してきました。

このような取り組みによって、ごみ焼却量は平成8年度に約67,800tあったものが、平成25年度には約37,800tに減量しています。

また、環境省がリサイクル率の順位を公表した平成16年度から5年連続で、リサイクル率全国1位（人口10万人以上の都市）を達成しました。直近の集計（平成24年度）でもリサイクル率全国2位を維持しており、引き続き高いリサイクル率を誇っています。

■ごみ発生量・ごみ焼却量・リサイクル率（全国平均との比較）の推移



鎌倉市では、市民、事業者の方々の分別のご理解とご協力により、焼却量が減量するとともに、リサイクルを積極的に推進してきました。一方で、市民一人当たりの年間ごみ処理経費は平成24年度で約1万9千円であり、神奈川県下平均約1万5千円と比較して高価となっています。また、ごみ・資源物総排出量は平成8年度に約72,800tあったものが、平成24年度には約67,500tと近年微減傾向にあるものの、特に大きな削減に至っていないことなどが主な課題となっています。

循環型社会を構築するためには、今後も3Rを引き続き推進していく必要があります。特にリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）に重点を置いた取り組みを積極的に推進し、ごみ・資源物の総排出量を削減させ、環境負荷や財政負担の軽減に努める必要があります。

3 リサイクルのあり方について

(1) 循環型社会の形成と廃棄物の安定的処理

廃棄物行政の歴史を振り返ると、公衆衛生の向上や生活環境の保全を図るうえで、焼却処理は安定的な廃棄物処理の基礎を担ってきました。また一方で、資源の消費抑制や廃棄物処理による環境負荷を軽減した循環型社会を構築するために、資源物を回収・生産するマテリアルリサイクルも昨今重要な手法であると捉えられています。

しかしながら、本市のマテリアルリサイクルは市外の業者による処理に依存しており、リサイクル市場に左右されることや遠方で処理を行っていることから、災害などの有事が発生した場合、リサイクルが滞り他の処理方法に頼らざるを得ないおそれがあります。

したがって、マテリアルリサイクルを行いつつも、廃棄物処理、環境保全の円滑性・安定性が確保できるよう最終的には焼却可能な体制を構築しておくことが非常に重要であると考えます。

(2) 分別に関する市民の意識

リサイクルを推進するためには市民の協力が不可欠であり、分別に対する市民の意識を把握することは、今後どのようにリサイクルを進めていくべきかを検討する上で重要な要素となります。当審議会では、市民の意識を調査するため、平成26年2月に市内在住の18歳以上を対象とし、無作為抽出で2,000人にアンケート調査を実施しました。(回収率54.9%)

当該アンケート結果から、ごみを「きちんと分別している」が71.2%、「ほぼ分別している」が22.4%と両者を合わせると93.6%であり、鎌倉市民のごみの分別に対する意識が非常に高いことが伺えます。

また、分別の数については、「分別の数が多くて大変なので減らしてほしい」という意見は12.1%と少数であり、「分別が多いが、リサイクルをすすめるためには仕方がない」の61.8%と「分別の数はちょうど良いと思う」19.2%を併せて、81.0%であることから分別の数についてはほぼ理解が得られています。

また、ごみを処理する上で優先すべきだと思う項目についての質問については2項目を選択できる複数回答としましたが、「ごみの焼却で得られるエネルギーを活用すること」と回答した人が64.8%と最も多く、続いて「循環型社会を形成するため、焼却量を減らして製品にリサイクルすること」が51.1%であり、この2項目を重複して選択しているケースが最も多く見受けられました。

また、資源物のうち、容器包装プラスチック、ミックスペーパーやボール紙などの一部の品目については分別方法が分かりにくい等の意見があり、分別方法の周知を充実させることでさらなる分別の徹底が図られる余地もあると考えられます。

本アンケート結果から、現状の分別に特に問題はなく、きちんと分別しているとの回答が多く、リサイクルするためには分別は必要との認識も根付いているようです。今後のごみ処理については、リサイクルを進めてごみの量を減らし、焼却量を減らすことが大事であると考えた上で、焼却から得られるエネルギーを活用することを求める要望が多いということが伺えます。

(3) 各品目のリサイクルの評価

サーマルリサイクルとマテリアルリサイクルに関して、環境負荷、経済性、効果、安定的な処理、市民目線及び他市事例の6項目について各品目に関する評価を行いました。なお、評価はサーマルリサイクル可能な品目を対象とし、飲食用カン・ビンや燃えないごみ等は対象外としました。

処理量については、新焼却施設が建設される予定の平成37年度までを推計し、原則として平成20年度から平成24年度までの5年間の実績から排出原単位の傾向を推計するとともに、鎌倉市将来人口推計調査の人口推計を考慮して算出しました。なお、処理量は本評価のために予測したものであり、今後の計画数値と異なる場合があります。

ア 紙類・布類（平成37年度処理量 推計10,368t/年）

紙類は現在、古紙として新聞、ボール紙、段ボール、トイレットペーパーなどにリサイクルし、また布類は東南アジアへの古着のリユースや工業用ウエスへのリサイクルなどを行うことで、天然資源の持続的な利用や原材料の安定確保に寄与するものとなっています。

環境負荷の面を見ると、サーマルリサイクルは、紙類・布類は発熱量が高く、売電控除（売電量が多くなるため、発電所が出す温室効果ガスが減ること）の影響が大きいいため、燃やすごみだけを焼却するより温室効果ガス年間排出量が少なくなります。一方で、マテリアルリサイクルは、製紙の工程でエネルギーを多く消費するため、温室効果ガス年間排出量が多くなります。窒素酸化物、硫黄酸化物など他の排ガスに関しては大きな差異はありません。なお、原料から紙を製造する場合の温室効果ガス排出量と比較すると、古紙をリサイクルするよりもバージンパルプから製造した場合の方がエネルギー消費量が多いものの、バージン

パルプでは、その製造過程において発生する黒液（バイオマス燃料）を利用して、結果的に古紙からリサイクルする方が石油燃料由来の温室効果ガス排出量は高くなるという調査結果があります。

一方、経済性の比較では、売却益を含めた処理単価はサーマルリサイクルが約2万1千円/t、マテリアルリサイクルが約1万円/tとなっており、マテリアルリサイクルの方が経済的となっています。

紙類・布類は、他市においてもほとんどがマテリアルリサイクルをされており、市場規模が大きく比較的安定しているため、温室効果ガスの面でサーマルリサイクルより環境負荷が大きいものの、引き続き天然資源の持続利用が可能なマテリアルリサイクルを継続すべきであると考えます。

しかしながら、紙類のうちミックスペーパーやボール紙については市民から分別方法が分かりにくい等の意見が寄せられており、また紙パックは分別協力率（市民が資源化品目を燃やすごみに入れずに適正に分別した割合）が30%と低く、燃やすごみに混入されるケースが多いことから、紙類の啓発方法や分別方法については、今後改善するよう検討していく必要があります。

イ 植木剪定材（平成37年度処理量 推計10,973t/年）

植木剪定材は現在、堆肥にリサイクルしており、一部は土壌改良材として市民に還元し、リサイクルの「見える化」が図られています。

環境負荷の面を見ると、温室効果ガス年間排出量について大きな差異はありません。マテリアルリサイクルの堆肥化過程は破碎処理などの比較的単純な処理であり、施設における燃料等の使用が少ないため、硫黄酸化物等の年間排ガス量は少なくなっています。

経済性についても大きな差異はありません。また、分別協力率は88%と高く、分別方法が比較的単純で分かりやすいことから、分別についての市民の混乱はほとんど見受けられません。

上記の結果を踏まえ、植木剪定材はバイオマス資源であり、堆肥化することで自然への還元に寄与しており、一部は市民還元されていることを考慮すると、継続してマテリアルリサイクルすることが望まれます。

しかしながら、危機管理の面では、鎌倉市の排出量を処理できる業者は、現在、山梨県の業者1社のみであり依存度が高いため、災害や事業者の都合によりリサイクルできなくなった場合に、処理量に応じた保管場所及び資源物（堆肥）の安定した利用先の確保を行う必要が

あります。

そのため、安定的なリサイクルができるよう今後ともリサイクル先のルートの確保や他のリサイクル方法を検討する必要があります。

ウ ペットボトル（平成 37 年度処理量 推計 509t/年）

ペットボトルは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、指定法人に引き渡す方法もありますが、鎌倉市では資源の循環を促進するため、水平リサイクルとして、ペットボトルにリサイクルする業者を選定し売却しています。

環境負荷の面を見ると、マテリアルリサイクルは、圧縮梱包等の中間処理後、ペットボトルの同一素材に純化するための化学処理を行っており、その過程で多大なエネルギーが消費されているため、温室効果ガス及び排ガスの両面で環境負荷が高くなっています。

また、経済性では、サーマルリサイクルの処理単価が約 4 万 6 千円/t に対し、マテリアルリサイクルは、収集運搬及び選別・圧縮・梱包処理に経費がかかるため、約 10 万 7 千円/t と高額となっています。

分別協力率は 94%と高く、分別方法が比較的単純で分かりやすいことから、分別についての市民の混乱はほとんど見受けられません。

ペットボトルは容器包装リサイクル法に基づき、市町村が分別収集に必要な措置を講ずるよう努力義務が定められています。また、リサイクルに係る温室効果ガス排出量は高いものの原油そのものからペットボトルを製造するよりは環境負荷が低くなるという調査結果もあります。

素材が単一でペットボトルにリサイクルすることにより、石油資源に基づく原料の持続可能な利用ができるというメリットがあるため、できる限りマテリアルリサイクルすることが重要となりますが、現状ではサーマルリサイクルより環境負荷及び経費の面での負担が大きいため、今後の技術革新の中でより効率の良いマテリアルリサイクルの処理方法を検討することが必要です。

エ 容器包装プラスチック（平成 37 年度処理量 推計 2,066t/年）

容器包装プラスチックは容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡しており、リサイクル方法は年度により異なりますが、近年はアンモニアなどの化学原料や燃料等へのリサイクルを行っています。

環境負荷の面を見ると、サーマルリサイクルではプラスチックの焼却により温室効果ガス量が多くなるなど、温室効果ガス及び排ガスの両面

でマテリアルリサイクルより環境負荷が高くなっています。

マテリアルリサイクルは指定法人に引き渡すことで、現状では処理費用の99%を特定事業者が負担することとなっており、市町村負担分は1%と負担が軽くなっています。しかしながら、マテリアルリサイクルは、収集運搬及び選別・圧縮・梱包処理に経費がかかるため、単価は約7万8千円/tとサーマルリサイクルよりも約2倍近くの経費がかかります。

また、市民からは、分別が分かりにくいという意見が最も多く寄せられている品目であり、分別協力率も59%と低くなっているため、分別方法には大きな課題が残っています。

容器包装プラスチックは容器包装リサイクル法に基づき、市町村が分別収集に必要な措置を講ずるよう努力義務が定められています。消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっているため、引き続きマテリアルリサイクルを継続していくことが望ましいと考えます。

しかし、容器包装リサイクル法の流れでは、分別方法や処理方法に厳しい制限がかかっており、処理経費が高く、市民の負担が大きな課題となっています。市民が分別しやすい方法を検討し、より分かりやすい周知を行っていく必要があります。

なお、国においても容器包装リサイクル制度についての検討が行われているため、その動向についても注視していく必要があります。

オ 使用済み食用油（平成37年度処理量 推計37t/年）

使用済み食用油は現在、飼料、塗料、バイオディーゼル燃料にリサイクルしています。

処理量が少ないため、サーマルリサイクルでもマテリアルリサイクルでも、処理による環境負荷や得られる効果は小さくなりますが、マテリアルリサイクルでは中間処理を経ずに高い単価で売却ができるため、収集経費を考慮しても黒字の収支となっています。

液体で引火性物質であるため、取扱いには注意が必要ですが、他市町村におけるリサイクルの取組みも徐々に拡大しつつあり、今後ともマテリアルリサイクルを継続していくことが望ましいと考えます。

カ 木くず（平成37年度処理量 推計521t/年）

粗大ごみとして搬入された木くずは、現在、燃料チップ等にリサイクルしています。

環境負荷の面を見ると、マテリアルリサイクルの燃料チップ化は破碎

処理などの比較的単純な処理であり、燃料等の使用が少ないため、温室効果ガス年間排出量や硫黄酸化物等の排ガス年間排出量は全体的に少なくなっています。

一方、サーマルリサイクルでは、木くずは発熱量が高く、売電控除の影響が大きいため、マテリアルリサイクルと比較すると燃やすごみだけを焼却するより温室効果ガス排出量が少なくなります。排ガスはサーマルリサイクルの方が多という結果となっています。

経済面では、サーマルリサイクルは売電収入が上がるため経費が合計で約1万2千円/tとなり、マテリアルリサイクルは約2万1千円/tとサーマルリサイクルより多くの経費がかかります。

粗大ごみとして搬入された木くずをリサイクルしているため、市民による分別等の手間や日常的な収集経費がかからず、リサイクルが容易であり、中間処理単価も他品目と比較すると廉価です。

しかしながら、燃料にリサイクルされ焼却されているということと、サーマルリサイクルの発電効率を考慮すると、今後、リサイクル方法や経済性の改善について検討した上で、約10年後に高効率発電が有利となる場合には、焼却することも必要です。

また、資源保護の観点から、粗大ごみとして排出される使用可能な木製家具については、市民が円滑にリユースをできる社会の仕組みづくりや普及啓発が求められます。

キ 布団・畳（平成37年度処理量 推計117t/年）

粗大ごみとして搬入された布団・畳は現在、固形燃料（RPF）にリサイクルしています。

処理量が少ないため、サーマルリサイクルでもマテリアルリサイクルでも、処理による環境負荷や得られる効果は小さくなりますが、マテリアルリサイクルでは、中間処理施設への搬送や処理に費用がかかり、処理単価は約5万7千円/tと高額であり、サーマルリサイクル処理と比較すると約7倍の経費がかかっています。

粗大ごみとして搬入された布団・畳をリサイクルしているため、市民による分別等の手間や日常的な収集経費がかからずリサイクルが容易です。

しかしながら、燃料にリサイクルしているということと経費を考慮すると、今後リサイクル方法や経済性の改善について検討した上で、約10年後に高効率発電が有利となる場合には、焼却することも必要です。

ク 製品プラスチック（平成 37 年度処理量 推計 500t/年）

製品プラスチックは、近年、県内各市町村においても製品や固形燃料（RPF）にリサイクルしている事例があり、鎌倉市でも今後、マテリアルリサイクルを実施する予定です。

評価を行うためのデータは、固形燃料（RPF）化を実施している布団・畳と同じ処理業者でリサイクルすると仮定して計算しました。この仮定の基に環境負荷の面を見ると、サーマルリサイクルではプラスチックの焼却により温室効果ガス量が多くなるなど、温室効果ガス及び排ガスの両面でマテリアルリサイクルより環境負荷が高くなっています。

一方、収集や処理にかかる経費はマテリアルリサイクルの方が圧倒的に高いという結果となりました。また、製品プラスチックを分別することで、容器包装プラスチックとの分別が分かりにくくなるなどの懸念があることから、分かりやすい分別方法を周知していく必要があります。

製品プラスチックのリサイクルは、環境負荷の軽減や焼却量削減のために実施していく必要があると考えますが、容器包装リサイクル法に基づく事業者負担もなく、市が全面的に負担することから、今後、経費を抑えた収集及び中間処理方法などを引き続き検討したうえで、約 10 年後に高効率発電が有利となる場合には、エネルギー回収による効果とマテリアルリサイクルによる効果を踏まえて改めて検討する必要があります。

ケ 生ごみ

生ごみは鎌倉市でマテリアルリサイクルを行っておらず、県内各市町村においても実施していないため、環境負荷や経済性の評価は困難であり、悪臭や衛生面での分別や収集の課題、異物混入等による処理の技術的な課題が残されています。

生ごみは、今後リサイクルの可能性のある品目の一つであり、技術革新や危機管理の面など今後ともリサイクルに向けた検討を行う必要があります。

生ごみの重量は燃やすごみ全体の概ね 4 割程度を占めており、これらを相当量リサイクルする場合には、焼却量や発熱量に多大な影響を及ぼし、焼却施設の規模決定を大きく左右します。

しかしながら、仮に生ごみのリサイクルを実施する場合においても、安定的処理ができなかった場合や災害時等においては、公衆衛生上、腐敗しやすい生ごみの処理が極めて重要になるため、焼却施設の規模は生ごみを含めた量を想定すべきであると提言します。

日本では、食品廃棄物のうち約 3 割から 5 割が、本来食べられるのに

廃棄される「食品ロス」であり、消費者に対して生ごみの発生抑制を啓発し、事業者と連携して食べ残し等の食品残渣を減量することが重要です。減量した上で、なお排出される生ごみについては、自己処理が可能となる家庭系生ごみ処理機や事業系の大型生ごみ処理機を活用することは循環型社会の形成に寄与し、焼却量の削減につながるため、引き続き普及啓発を図ることが必要です。

以上の考察を踏まえ、新焼却施設の建設にあたって今回評価した資源化のあり方については以下の通りです。

資源化のあり方の方向性

	品 目	平成 24 年度 資源化量 (t/年)	平成 37 年度 資源化量 (推計 t/年)	リサイクルの方向性
1	紙類・布類	11,156	10,368	現状の方法で良い。ただし、ミックスペーパー等の分別方法については、今後改善するよう検討が必要
2	植木剪定材	10,867	10,973	現状の方法で良いが、処理業者の確保が必要
3	ペットボトル	511	509	引き続きマテリアルの方針を維持するが、資源化方法については、今後見直し必要
4	容器包装プラスチック	2,163	2,066	引き続きマテリアルの方針を維持するが、資源化方法については、今後見直し必要
5	使用済み食用油	38	37	現状の方法で良い
6	木くず	539	521	サーマルを考慮
7	布団・畳	121	117	サーマルを考慮
8	製品プラスチック	-	500	経費を抑えた処理方法を検討し、新焼却施設稼働時に改めて検討することが必要
9	生ごみ	-	-	慎重な検討が必要

* 第2次一般廃棄物処理基本計画の焼却目標を達成した場合を基に、平成37年度の将来予測人口で換算した焼却量は29,188t/年である。

4 総括

鎌倉市では、循環型社会の構築を目指すとともに、焼却施設の老朽化や最終処分場の問題を背景にして、これまでできる限りのごみ焼却量の削減に努め、積極的にマテリアルリサイクルに取り組んできました。

平成27年度以降、鎌倉市の焼却施設は名越クリーンセンター1施設のみの稼働となり、焼却量を年間3万トン以下とすることが喫緊の課題であるため、新焼却施設稼働までの約10年間はさらなるごみの減量を市民・事業者のご理解・ご協力により推進するとともに、焼却量の削減に寄与するマテリアルリサイクルを引き続き継続していくことが重要です。

また、新焼却施設の稼働後においても、ごみの減量・資源化を積極的に推進していく必要がありますが、新焼却施設においては、高効率のサーマルリサイクルが可能となるため、木くず(推計521t/年)、布団・畳(推計117t/年)については、リサイクル方法や経済性の改善について検討したうえで焼却することも視野に入れると、焼却量の推計は29,826トンになります。また、製品プラスチックも仮に焼却した場合は、合計約30,400トンの焼却量と推計しています。しかしながら、焼却施設は危機管理や災害等を考慮した規模とすることが望まれます。

新焼却施設の建設は約10年後であり、その間にリサイクル処理技術の進歩も期待されることから、人口推移、高齢化の進展、電力事情、ライフスタイルや市民意識の変化、広域化処理の進展等を考慮するとともに、リサイクル方法については今回の答申を踏まえつつも、必要に応じて柔軟な見直しを図っていくことが求められます。

リサイクルにあたっては、市民、事業者によるごみのリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を優先した上で実施されるべきです。家庭での無駄な消費の削減や事業活動におけるごみの減量、拡大生産者責任や事業者によるごみの自主回収の促進など、市民、事業者と連携してこれらの取り組みをさらに強化していくことが重要となります。

なお今後、施設建設に当たっては、焼却した際の熱利用等により地域還元ができる機能を考慮するとともに、災害対策や地球温暖化対策の視点を踏まえ、効率的で安定的な処理施設を整備することが望まれます。